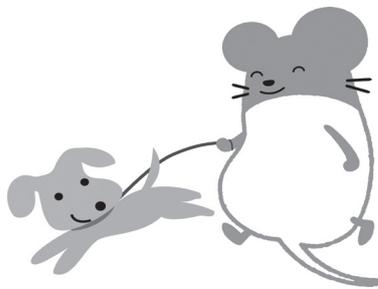


この犬の飼い主さんへ  
この犬の飼育者さんへ

# 責任を持って「しつけ」をしましょう



犬・ねこなどのペットは、私たちの生活に潤いと安らぎをもたらしてくれます。その一方で、ペットの鳴き声などによる近隣とのトラブルやフンの処理に対する苦情なども多く寄せられています。

飼い主の皆さんは、責任を持ってしつけをし、人と動物が安心して暮らせるようにしましょう。

## 狂犬病予防のために

狂犬病は、世界の広い地域で発生している、人と動物に共通した病気です。日本においても、平成18年にフィリピンで犬に咬まれ、帰国後発症し死亡した事例が発生しています。

狂犬病は、感染後、発症すると治療することができませんが、飼犬に予防注射をすることで発症を予防することができます。飼犬を狂犬病から守ることはもちろん、飼い主自身や家族、近所の住人や他の動物への感染を予防できます。

## 犬の登録と狂犬病予防注射は済んでいますか

狂犬病予防法により、生後91日以上の子犬には、飼犬の登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられており、室内で飼っている犬についても登録と注射が必要ですよ。

これらの手続きが済んでいない飼い主は、20万円以下の罰金に処せられる場合がありますので、今年度まだ注射を受けていない犬には、必ず早めに受けさせましょう。

また、飼犬の登録は住民環境課や坂城町・千曲市の動物病院

で受け付けています。(登録手数料3000円が必要です。)  
※交付された鑑札と狂犬病予防注射済票は犬に付けておきましょう。

## 犬は必ず繋いで飼いましょう

繋いである鎖やリード・首輪が壊れて逃げ出し、思わぬ事故を起こさないために、日頃から鎖やリード・首輪の点検を行い、劣化を発見した場合は、早めに新しいものに交換しましょう。

万が一、放れてしまった場合は、思わぬ事故につながりかねませんので、住民環境課に連絡をしてください。

※注射済票や連絡先の名札などが首輪に付いていたことから、飼い主の元に返すことができた事例もあります。

※また、日頃からゲージ等に留まることに慣れさせるなど、災害時の同行避難を想定したしつけを心がけましょう。

## 犬が死亡した時は

犬が死亡した時や犬の所有者、所在地などが変更になった時は、住民環境課に届け出をお願いします。また、葛尾組合では、犬・ねこなどのペットの火葬を行っています。

## ◎問い合わせ先

葛尾組合  
☎82-2349

## 飼い主のいないねこにエサを与えない

ねこの飼い主の方は、屋内飼育に努めましょう。また、外にいるねこにエサを与えているとその場所には他のねこも集まってきます。そのねこたちは、いたずらやフン・尿をして近所の方々に迷惑をかけているかもしれません。

外にいるねこにエサを与えている方は『自分が飼っているねこ』と同じであるという自覚を持って責任ある行動を取りましょう。

## フンや尿は飼い主が責任をもって片付けましょう

道路・公園などの公共の場所や他人の土地などに犬やねこのフンが放置され、フンによる苦情が多数寄せられています。

自宅の敷地内でフンをするようにしつけ、犬の散歩の際は、スコップ、袋、水を入れたペットボトルなどを持参し、他人の土地や公共の場所を汚さないようにしましょう。



## ◎問い合わせ先

住民環境課環境保全係  
☎82-3111(内線125)

